

前橋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>当該年度の前年度において本市の職員(会計年度任用職員を除く。以下この項において「常勤職員等」という。)であった者で引き続き当該年度に会計年度任用職員となったものに係る当該年度の前年度における常勤職員等としての年次有給休暇の残日数については、20日を限度として、当該年度に繰り越すことができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日に臨時又は非常勤の職にあった者(常勤職員条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。以下この項において「非常勤職員等」という。)で引き続き会計年度任用職員となったものに係る施行日の前日における非常勤職員等としての年次有給休暇の残日数については、20日を限度として、令和2年度に繰り越すことができる。</u></p> <p>3 省略</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日に法第3条第2項に規定する一般職に属する職員又は同条第3項に規定する特別職に属する職員(以下この項において「市職員」という。)であった者で引き続き会計年度任用職員となったものの令和2年度における年次有給休暇の日数については、第11条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日における市職員としての年次有給休暇の残日数とする。</u></p> <p>3 省略</p>